

「風致地区」について

上野公園全域と上野桜木一丁目の一部が風致地区に指定されています。地区内は下記の建築制限があります。風致地区内に建築物の新・増・改築等を計画されている方は、原則として区長の許可を受けなければなりません。

〔風致地区(東京都台東区風致地区条例)内の建築制限〕

建ぺい率	建築物の高さ	壁面の水平距離の制限
40%以下	15m以下	道路境界線までの距離 2m以上 隣地境界線までの距離 1.5m以上
建築物の位置、意匠が当該建築物の敷地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと		

風致地区内に建築物の新・増・改築等を計画されている方は、原則として区長の許可を受けなければなりません。

台東区内の風致地区の規制の詳細・許可申請につきましては建築課 5246-1334 まで

台東区内の風致地区の指定状況については、都市計画課 5246-1363 まで

お問い合わせください。